



平成 22 年 12 月 17 日

各 位

会 社 名 東京建物株式会社
代表者名 代表取締役社長 畑中 誠
コード番号 8804 東証第1部
問合せ先 広報IR室長 各務 善敏
(TEL.03-3274-1984)

日本パーキング株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

東京建物株式会社（以下、「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 22 年 12 月 17 日開催の取締役会において、以下の通り、日本パーキング株式会社（コード番号 8997 JASDAQ 以下、「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成 22 年 12 月 17 日開催の取締役会において、株式会社大阪証券取引所の開設する市場である JASDAQスタンダード市場（以下、「JASDAQ」といいます。）に上場している対象者の発行済普通株式のうち、(i)対象者の自己株式、(ii)対象者の筆頭株主で代表取締役社長でもある小林伸司氏（所有株式数 19,699 株、所有割合（注）36.41%。以下、「小林氏」といいます。）の資産管理会社であり、対象者の主要株主でもある山伸有限会社（以下、「山伸」といいます。）が所有する対象者株式（所有株式数 10,000 株、所有割合 18.48%。以下、「山伸継続所有株式」といいます。）及び(iii)本日現在当社が所有する対象者株式（1 株、所有割合 0.00%）を除く全ての発行済普通株式を取得するとともに、本公開買付けの成立後に山伸の発行済株式の全部を、その所有者である小林氏及びその妻である小林真理子氏から本公開買付けに係る買付け等の価格（以下、「本公開買付け価格」といいます。）を基準に算定された価格で譲り受けることにより、山伸継続所有株式と併せて、対象者を当社の実質的な完全子会社とすることを目的とした一連の取引（下記「(5) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の全部取得条項付種類株式を利用する等の方法を行うことを含みます。以下、「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

（注）所有割合とは、対象者の平成 22 年 10 月 14 日提出の第 14 期第 2 四半期報告書に記載された同日現在の対象者の発行済株式総数（55,440 株）から対象者が所有する自己株式数（平成 22 年 8 月 31 日現在 1,330 株）を控除した数（54,110 株）に占める所有株式数の割合（小数点以下第三位を四捨五入）を意味します。

本公開買付けにおいては、当社は買付予定の株券等の数の上限を設定しておりませんが、買付予定の株券等の数の下限を、対象者の平成 22 年 10 月 14 日提出の第 14 期第 2 四半期報告書に記載された同日現在の発行済株式総数（55,440 株）から本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が所有する同四半期報告書に記載された自己株式数（平成 22 年 8 月 31 日現在 1,330 株）を控除した数（54,110 株）に 3 分の 2 を乗じて得た数（小数点以下切り上げ。36,074 株。所有割合 66.67%）から、本公開買付けを通じて取得する予定のない山伸継続所有株式数（10,000 株）及び本日現在当社が所有する対象者株式数（1 株）を控除した数（26,073 株。所有割合 48.19%）に設定しており、応募株券等の数の合計が 26,073 株に満たない場合には応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しております。すなわち、当社は、本公開買付けを行った後において当社が所有する対象者株式数が、本公開買付けの

成立後に譲り受ける山伸継続所有株式と合わせて 36,074 株（所有割合 66.67%）以上とならない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

また、当社は、小林氏との間で、平成 22 年 12 月 17 日付で公開買付応募契約を締結し、所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。なお、当該応募契約においては、小林氏が、当該応募契約上で小林氏に課されている、本公開買付けの遂行に協力する義務や対象者の代表取締役として善良なる管理者の注意をもって対象者の経営、管理を行う義務、又は対象者をして、新株の発行、重要な財産の購入若しくは処分、借入若しくは保証（金額を問わない）、重要な契約の締結若しくは解消その他通常の業務の範囲を超える行為を行わせない義務の全部又は一部に違反した場合において、当社が小林氏に対し本公開買付けへの応募を行わないこと又は本公開買付けに係る契約を解除することを請求したときであっても、小林氏が本公開買付けへの応募を行わないこと又は本公開買付けに係る契約を解除することを義務付けられる旨の規定は存在しておらず、小林氏は、その裁量により、本公開買付けへ応募し又は本公開買付けに係る契約を解除しないことも可能とされています。

また、当社は、本取引の実施を検討するにあたって、小林氏より、保有資産が実質的に対象者株式のみとなっている小林氏の資産管理会社であり、小林氏及び小林眞理子氏がその発行済株式の全てを所有する山伸が所有する対象者株式（10,000 株）を本公開買付けに応募するよりも、当社が山伸の発行済株式の全てを取得することで、山伸がその所有する対象者株式を本公開買付けに応募することに代えたいとの申出を受けました。すなわち、山伸は、過去に対象者株式の取得資金として外部借入金を調達し、現在、山伸が所有する対象者株式（10,000 株）は、当該外部借入金の担保に供されているため、山伸が対象者株式を本公開買付けに応募するにあたっては、貸付人の事前の了承を得た上で当該担保を解除する手続が必要となりますが、第三者である貸付人から事前の了承を取得するという不確実性を排除し、本公開買付けの円滑な実現を図ることを目的として、山伸の発行済株式の全部の譲渡を希望されたものです。当社としては、山伸株式の譲渡代金が、山伸継続保有株式数（10,000 株）に本公開買付価格を乗じて得た額（600 百万円）に、対象者株式を除く山伸の資産の額（平成 22 年 2 月末日現在 9 百万円）を加え、山伸の有利子負債（平成 22 年 2 月末日現在 230 百万円）をはじめとする負債の額を控除した額（379 百万円）とされており、山伸がその所有する対象者株式を本公開買付けに応募した場合の対価と実質的に異ならず、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第 27 条の 2 第 3 項及び金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。）第 8 条第 3 項に基づく公開買付価格の均一性の要請に反するものではなかったため、経済的な合理性が認められるだけでなく、法律上も許容されると判断できたことから、これを受け入れることとし、小林氏及び小林眞理子氏との間で、平成 22 年 12 月 17 日付で、本公開買付けに係る決済日の 7 営業日後又は本公開買付けに係る決済日後の日で当社並びに小林氏及び小林眞理子氏が別途合意する日に、小林氏及び小林眞理子氏が所有する山伸株式の全てを当社が譲り受ける旨の株式譲渡契約を締結しております。

なお、本取引後の山伸の取り扱いについては、今後当社グループ内における組織再編等の可能性も含めて、慎重に協議・検討を行った上で、決定する予定です。

なお、対象者によって公表された平成 22 年 12 月 17 日付「東京建物株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下、「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、当社の実質的な完全子会社となり、当社のグループ会社として当社と一体になって事業展開を行っていくことが、対象者の潜在的な収益力を顕在化することにつながり、ひいては、対象者の事業の更なる発展に寄与するものであるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨することを、利害関係を有しない取締役の全員一致で決議したとのことです。

（2）本公開買付けの目的

当社は、明治 29 年創業の総合不動産会社です。現在も、「信頼を未来へ」の企業理念を全ての企業活

動の指針とし、総合不動産会社として、不動産賃貸事業（事務所用ビル、マンション等の賃貸、運営）、分譲事業（マンション、戸建等の開発・分譲）、その他事業（不動産流通、リゾート・レジャー・ホテル、不動産証券化、リフォーム、海外等）の3つのセグメントにおいて、国内外のグループ各社との緊密な連携のもとに事業活動を行い、順調にその業績を伸ばしてまいりました。

一方、平成20年秋頃に生じた米国におけるサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融資本市場の混乱と、それを受けた景気の急速な後退により、世界各国の実体経済に大きな影響が生じ、わが国においても、企業収益の悪化や設備投資・生産の減少が急速な勢いで進み、極めて厳しい局面となったことは周知の通りです。

これにより、当社の属する不動産業界においても、賃貸オフィス市場における空室率の上昇、分譲住宅市場における景気後退の影響による顧客の買い控え、不動産投資市場における世界的な金融市場の混乱による取引の著しい減少など、市場が急速に縮小し、上場企業を含む不動産会社の破綻が相次ぐなどした結果、不動産業界の事業環境は、大きな転換点を迎えました。

このことは、当社においても例外ではなく、当社は、グループ会社と一体となって、オフィスビルなどの賃貸事業やマンション・戸建住宅などの分譲事業を柱に据え、また都市開発プロジェクトの推進を積極的に行うなど、収益力の強化と将来に向けての安定した経営基盤の構築に注力してまいりましたが、上記のような不動産業界の事業環境の激変による影響を業績において大きく受けることとなり、平成20年12月期においては大幅な減収・減益となり、翌平成21年12月期においても、輸出・生産の回復や政府の経済対策効果による個人消費の持ち直し等がみられたものの、経済活動の水準が依然として低く、雇用情勢の深刻さや物価の下落傾向が続くなどしたことから、当社の業績はなお従前の水準を回復するに至っておりません。

このような事業環境の変化の中、当社グループは、平成19年2月に策定していた「グループ中期経営計画“新たな成長へ向けた挑戦”」を見直すこととし、平成21年2月に、平成21年から平成26年に亘るグループ中期経営計画「激動の時代への挑戦、そして新たなステージへの飛躍」を新たに策定し、足元の環境の激変に対応する一方で、より長期的な視点で戦略を構築するために、当該計画の対象期間を平成26年までの6年間とした上で、前半3年間（平成21年から平成23年）を、収益力と財務体質の強化を進め、次なる飛躍に向けた着実な足場固めを図る時期としてのフェーズⅠ、後半3年間（平成24年から平成26年）をフェーズⅠで強化された収益力・財務体質を礎に、積極的な事業展開を図り新たなステージへの飛躍を実現する時期としてのフェーズⅡとし、日々、企業価値の向上に邁進しております。

他方で、対象者は、平成元年6月に駐車場料金精算用のプリペイドカード発行業務を目的として設立された株式会社であり、その後、平成4年12月に時間貸し駐車場の経営を開始しました。対象者は、駐車場事業が社会に必須な公共性・社会性の強い事業であるとの認識の下、「都市におけるパーキング事業（開発&経営）を介して、社会インフラの創造に貢献する」ことを企業理念として事業を展開し、大阪営業所、名古屋営業所、福岡営業所を開設するなど、全国規模で時間貸し駐車場を展開しており、首都圏、関西圏を中心に全国535ヵ所、車室数31,895車室（平成22年8月31日現在）の時間貸し駐車場を運営しております。また、駐車場管理業務を営む子会社として、1社（株式会社パーキングサポートセンター）を有しております。

対象者の属する駐車場業界においても、平成18年の道路交通法改正による路上駐車規制強化の影響により、一時的に駐車場利用の需要が増加しましたが、平成20年秋頃に生じた米国におけるサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融資本市場の混乱と、それを受けた景気の急速な後退の波が押し寄せたことに加え、原油高の高騰による車の乗り控え等により、高速道路料金の割引やエコカー減税等の施策による効果も少なく、全体的に駐車場事業者の収益力が低下する状況にありました。

その中で、対象者も、大手駐車場事業者の一角として築いた確固たる地位や大型駐車場の運営に強みを持つ会社としての立場を活かしつつ、駐車場の収益性強化策として、月極需要に対応した出し入れ自由の新料金システムの採用、サービス券提携先の拡大、認知度向上のための看板設置、さらにはタイムリーな料金改定とともに、賃借料の引下げ、不採算案件の解約等によるコスト低減を図り、収益性の改

善に努めてきたことから、営業成績は回復基調にあるものの、やはり、現在においても、従前の収益力に回復するまでには至っておりません。

そのため、対象者においては、引き続き、収益力の改善に資する上記のような企業努力の強化に努めることは当然のことながら、このような企業努力とは別に、潜在的な収益力を顕在化するための新たな施策を構築する必要性が認識されるに至っております。

このような状況の下、当社と対象者は、互いの事業内容の性質上、相互補完的なメリットが認められる可能性があったことから、平成 22 年 9 月頃より、当社においてその収益力を強化し、対象者において潜在的な収益力を顕在化させるための方策について、議論を継続してまいりました。

その結果、当社及び対象者は、当社が所有、管理する不動産及び顧客ネットワークと対象者が有する駐車場運営ノウハウ及び顧客ネットワークを融合させることにより、両社の収益成長力を最大限に実現でき、当社においてその収益力を強化し、対象者において潜在的な収益力を顕在化させることにつながると判断するとともに、その効果は、当社及び対象者が一つのグループとして一体となって事業展開を図っていくことでより一層高められ、双方の企業価値の向上により一層資することになるとの結論に至りました。

具体的には、当社が対象者を実質的に完全子会社化し、双方の有形無形の資産及び顧客ネットワークを融合させ、緊密かつ強固な協力体制を構築することで、各々の経営ノウハウ及び経営資源を相互に補完・有効活用し、早期に相乗効果を生み出していく予定であり、例えば、①当社グループが所有・管理するオフィスビル・商業施設等の不動産に付設されている駐車場の管理に対象者の駐車場運営ノウハウを活用することにより、施設の利便性及び収益性を高めるとともに、当社グループの総合的な施設管理能力を向上させること、②当社グループが行う都市開発事業、住宅開発事業等において、対象者の駐車場運営管理ノウハウを活用し、グループ全体での顧客ニーズに沿った商品開発能力の向上に努めること、③当社及び対象者が有する顧客ネットワークを総合的に活用することによって、駐車場事業を含む土地保有者に対する土地活用コンサルティング事業の発展を目指すことといった各種の施策を行うことで、当社及び対象者双方の課題に応え、双方の企業価値のより一層の向上に努めていく所存です。

以上の諸点を総合的に判断し、当社は、対象者を当社の実質的な完全子会社とし、一つのグループとして一体となって事業展開を行っていくことが、当社及び対象者の企業価値の最大化につながるものと考えたことから、対象者を当社の実質的な完全子会社とすることを目的として、本日開催された取締役会にて、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

一方で、対象者としても、上記の通り当社が所有・管理する不動産及び顧客ネットワークと対象者が有する駐車場運営ノウハウ及び顧客ネットワークとを融合させて、対象者の潜在的な収益力を顕在化させ、また中長期的に経営基盤の安定を図っていくためには、本公開買付けを通じて対象者が当社の実質的な完全子会社となることで、当社と対象者により緊密かつ強固な協力体制を構築することが必要不可欠であるとの結論に至ったとのことです。

以上から、対象者は、当社の実質的な完全子会社となり、当社のグループ会社として当社と一体となって事業展開を行っていくことが、対象者の潜在的な収益力を顕在化することにつながり、ひいては、対象者の事業の更なる発展に寄与するものであるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したことから、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨することを、利害関係を有しない取締役の全員一致で決議したとのことです。また、上記取締役会に出席した社外監査役を含む対象者の監査役全員も、対象者取締役会が上記の意見を表明することについて異議がない旨の意見を述べております。なお、本公開買付けは対象者の支配株主である小林氏からの対象者株式の取得を前提としたものであるため、小林氏は、対象者の少数株主と利害が相反するおそれがあります。そのため、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、小林氏は、本公開買付けに関する全ての審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において、当社との協議、交渉にも参加していないとのことです。

また、対象者は、本公開買付けの決済日後である平成23年2月28日を基準日とする期末配当を行った場合、本公開買付けに応募する株主の皆様と応募しない株主の皆様との間に経済的効果の差異を生じる可能性があることから、上記取締役会において、平成23年2月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成23年2月期の剰余金の配当（期末配当）を行わないことを決議しております。

(3) 本公開買付け実施後の経営方針等

当社は、対象者を当社の実質的な完全子会社とすることを企図して本公開買付けを実施しており、本公開買付けにより対象者の発行済株式（但し、対象者の所有する自己株式、山伸継続所有株式及び本日現在当社が所有する対象者株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、下記「(5) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の通りの手続により、対象者を当社の実質的な完全子会社とする予定です。

その上で、上記の通り、当社及び対象者双方の有形無形の資産及び顧客ネットワークを融合させ、緊密かつ強固な協力体制を構築することで、各々の経営ノウハウ及び経営資源を相互に補完・有効活用し、早期に相乗効果を生み出していく予定です。

なお、当社は、本公開買付け成立後、対象者に対して取締役等の役員を派遣することを検討してはいるものの、原則として、対象者によって構築されてきた対象者の企業文化・事業戦略を尊重し、その方向性を維持することを想定しております。そのため、本公開買付け成立後の対象者の経営体制については、小林氏を初めとする対象者の役員の留任可能性を含め、今後、対象者と協議・検討の上、慎重に決定する予定です。

(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、当社との間で平成22年12月17日付で公開買付応募契約を締結した小林氏が山伸の所有する対象者株式と併せて対象者の議決権の過半数（29,699株、所有割合54.89%）を所有しており、必ずしも、対象者の少数株主と利害が一致する状況にない可能性があること等を踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施しました。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の妥当性を判断するため、当社及び対象者の関連当事者には該当しない、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（以下、「大和証券キャピタル・マーケッツ」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年12月16日付で大和証券キャピタル・マーケッツから株式価値算定書を取得しました（なお、当社は大和証券キャピタル・マーケッツから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。大和証券キャピタル・マーケッツによる対象者の株式価値の算定結果は、以下の通りです。

大和証券キャピタル・マーケッツは、公開買付者からの依頼に基づき、(i)対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法及び(ii)対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定するディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行っており、当社は平成22年12月16日に大和証券キャピタル・マーケッツより株式価値の算定結果の報告を受けております。大和証券キャピタル・マーケッツが採用した手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では平成22年12月15日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の過去1ヶ月間の終値平均株価 44,319 円（小数点以下四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。）、過去3ヶ月間の終値平均株価 44,252 円及び過去6ヶ月間の終値

平均株価 43,400 円を基に 43,400 円～44,319 円、DCF 法では 56,778 円～95,261 円と算定されております。

当社は、大和証券キャピタル・マーケットから取得した株式価値算定書の株式価値算定結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の株式の概ね過去 1 年間及び直近の市場価格の推移（株式会社大阪証券取引所は平成 22 年 4 月 1 日に株式会社ジャスダック証券取引所を吸収合併したため、平成 22 年 3 月までは JASDAQ における対象者の普通株式の市場推移として株式会社ジャスダック証券取引所における市場株価の推移を参照しております。）、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例並びに本公開買付けの見通し等を勧告し、さらに、平成 22 年 9 月頃に当社の収益力を強化し、対象者の潜在的な収益力を顕在化させるための方策について対象者と議論を開始して以降、小林氏との間で継続して行ってきた本公開買付価格に関する協議・交渉の結果をも踏まえ、最終的に本公開買付価格を 60,000 円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付価格 60,000 円は、平成 22 年 12 月 16 日の対象者普通株式の JASDAQ における終値（46,500 円）に約 29.03%のプレミアムを、過去 1 ヶ月間（平成 22 年 11 月 17 日から平成 22 年 12 月 16 日まで）の終値単純平均（44,505 円）に約 34.82%のプレミアムを、過去 3 ヶ月間（平成 22 年 9 月 17 日から平成 22 年 12 月 16 日まで）の終値単純平均（44,244 円）に約 35.61%のプレミアムを、過去 6 ヶ月間（平成 22 年 6 月 17 日から平成 22 年 12 月 16 日まで）の終値単純平均（43,449 円）に約 38.09%のプレミアムを加えた額に相当します。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するに当たり、当社及び対象者の関連当事者には該当しない、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である山田ビジネスコンサルティング株式会社（以下、「山田ビジネスコンサルティング」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 22 年 12 月 16 日付で山田ビジネスコンサルティングから株式価値算定書（以下、「対象者算定書」といいます。）を取得したとのことです（なお、対象者は山田ビジネスコンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです）。

対象者プレスリリースによれば、山田ビジネスコンサルティングによる対象者の株式価値の算定結果は、以下の通りです。

山田ビジネスコンサルティングは、対象者の株式価値について、市場株価法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行ったとのことです。山田ビジネスコンサルティングが採用した手法に基づいて算定された対象者の普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では 43,449 円～46,500 円、類似会社比較法では 45,390 円～57,902 円、DCF 法では 44,705 円～65,697 円と算定されているとのことです。市場株価法では、平成 22 年 12 月 16 日を基準日とし、JASDAQ における対象者の普通株式の基準日終値（46,500 円）、直近 1 ヶ月間の終値単純平均（44,505 円）、直近 3 ヶ月間の終値単純平均（44,244 円）及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均（43,449 円）を分析した上で、対象者の普通株式の 1 株当たりの株式価値を 43,449 円～46,500 円と算定しているとのことです。次に、類似会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式の 1 株当たりの株式価値を 45,390 円～57,902 円と算定しているとのことです。最後に、DCF 法では、対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価し、対象者の普通株式の 1 株当たりの株式価値を 44,705 円～65,697 円と算定しているとのことです。

なお、第三者算定機関である山田ビジネスコンサルティングは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

② 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして柳田国際法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことである。

なお、当社は、本公開買付けに至る意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所を選任し、本公開買付けの諸手続きについて法的助言を受けております。

③ 価格の公正性を担保する客観的状況の確保

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日（なお、令第8条第1項及び行政機関の休日に関する法律第1条第1項第3号に基づき平成22年12月29日及び同30日は、行政機関の休日となるため、公開買付期間に算入しておりませんが、公開買付代理人による本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下、「応募株主等」といいます。）からの応募の受付は、公開買付期間に算入されていない平成22年12月29日及び同30日にも行われます。）としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、対象者株式について当社以外の他の買付者が買付け等を行う機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、対象者が本公開買付けに対抗する買収提案者と接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

④ 支配株主との間に利害関係を有しない者による、少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成22年12月17日、対象者の支配株主である小林氏と利害関係を有しない者であって、株式会社大阪証券取引所が定める企業行動規範に関する規則第7条に規定される独立役員である社外取締役の古明地昭雄氏から、株式会社大阪証券取引所の定める規則に基づき、本公開買付けを含む本取引について、その目的が対象者の企業価値の向上の観点から検討されていること、本公開買付価格及びその後の全部取得条項付種類株式を利用する等の方法により対象者の株主の皆様へ交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については独立した第三者算定機関である山田ビジネスコンサルティングの対象者算定書の評価額の範囲内に位置し、本公開買付価格は公正であると認められること、本公開買付けの公正性を担保するためのその他の措置は適正であること等から、本公開買付けに関する対象者の決定が対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨を内容とする対象者取締役会宛の意見書を取得したとのことである。

⑤ 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記の通り当社が所有・管理する不動産及び顧客ネットワークと対象者が有する駐車場運営ノウハウ及び顧客ネットワークとを融合させて、対象者の潜在的な収益力を顕在化させ、また中長期的に経営基盤の安定を図っていくためには、本公開買付けを通じて対象者が当社の実質的な完全子会社となることで、当社と対象者により緊密かつ強固な協力体制を構築することが必要不可欠であるとの結論に至ったことから、平成22年12月17日開催の取締役会において、当社の実質的な完全子会社となり、当社のグループ会社として当社と一体になって事業展開を行っていくことが、対象者の潜在的な収益力を顕在化することにつながり、ひいては、対象者の事業の更なる発展に寄与するものであるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することを、利害関係を有しない取締役の全員一致で決議

したとのことです。さらに、上記取締役会に出席した社外監査役を含む監査役全員も、対象者取締役会が上記の意見を表明することについて、異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、本公開買付けは対象者の支配株主である小林氏からの対象者株式の取得を前提としたものであるため、小林氏は、対象者の少数株主と利害が一致する状況にない可能性があります。そのため、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、小林氏は、本公開買付けに関する全ての審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において、当社との協議・交渉にも参加していないとのことです。

(5) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けにより、対象者の発行済普通株式の全て（山伸継続所有株式及び対象者が所有する自己株式は除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、下記の一連の手続きにより、対象者少数株主に対して対象者株式を売却する機会を提供しつつ、山伸の所有する対象者株式と併せて、対象者の発行済普通株式の全て（山伸継続所有株式及び対象者が所有する自己株式は除きます。）を取得することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、当社は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による定款変更後、対象者が発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該株式の全て（対象者が所有する自己株式は除きます。）の取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付することを、平成23年5月に開催が予定されている対象者の第14回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の付議議案とするよう、対象者に要請する予定です。

また、本定時株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本定時株主総会の上記②に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、当社は、対象者に対し、本定時株主総会の開催日と同日を開催日とする本種類株主総会の開催を要請する予定です。

本公開買付けが成立し本定時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、当社及び山伸は、本定時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続きが実行された場合には、対象者の全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、発行済普通株式の全て（対象者が所有する自己株式は除きます。）は対象者に取得されることとなり、対象者の株主には、当該取得の対価として対象者の別の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下、同じとします。）に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、当社は、対象者に対して、当社及び山伸が対象者の所有する自己株式を除く対象者の発行済普通株式の全てを所有することになるよう、当社及び山伸以外の本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう要請する予定です。

上記手続きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本定時株主総会において決議された場合には、会社法第

172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められておりますが、これらの方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、本書面は、本公開買付け後の予定を明確にすることを目的としたものであり、本定時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記①乃至③の手続きについては、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社による対象者株式の所有状況又は当社及び山伸以外の対象者の株主の対象者株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、上記方法を変更する場合でも、当社及び山伸以外の本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対しては、最終的に金銭等を交付する方法により、当社及び山伸が、対象者の発行済普通株式の全て（対象者が所有する自己株式は除きます。）を所有することを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭等についても、特段の事情がない限り、本公開買付け価格を基準として算定する予定です。以上の場合における具体的な手続きについては、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

(6) 対象者株式が上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者普通株式は本日現在、JASDAQに上場されておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、対象者株式はJASDAQの上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、当社は、本公開買付け終了後に、上記「(5) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載したところに従い、対象者の発行済普通株式の全て（山伸継続所有株式及び対象者が所有する自己株式は除きます。）を所有することを企図しておりますので、その場合には、対象者の株式は上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、対象者代表取締役社長であり、対象者筆頭株主でもある小林氏（所有株式数 19,699 株、所有割合 36.41%）との間で平成 22 年 12 月 17 日付で公開買付け応募契約を締結し、所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。なお、当該応募契約においては、小林氏が、当該応募契約上で小林氏に課されている、本公開買付けの遂行に協力する義務や対象者の代表取締役として善良なる管理者の注意をもって対象者の経営、管理を行う義務、又は対象者をして、新株の発行、重要な財産の購入若しくは処分、借入若しくは保証（金額を問わない）、重要な契約の締結若しくは解消その他通常の業務の範囲を超える行為を行わせない義務の全部又は一部に違反した場合において、当社が小林氏に対し本公開買付けへの応募を行わないこと又は本公開買付けに係る契約を解除することを請求したときであっても、小林氏が本公開買付けへの応募を行わないこと又は本公開買付けに係る契約を解除することを義務付けられる旨の規定は存在しておらず、小林氏は、その裁量により、本公開買付けへ応募し又は本公開買付けに係る契約を解除しないことも可能とされています。

また、当社は、本取引の実施を検討するにあたって、小林氏より、保有資産が実質的に対象者株式のみとなっている小林氏の資産管理会社であり、小林氏及び小林眞理子氏がその発行済株式の全てを所有する山伸が所有する対象者株式（10,000 株）を本公開買付けに応募するよりも、当社が山伸の発行済株式の全部を取得することで、山伸がその所有する対象者株式を本公開買付けに応募することに代えたいとの申出を受けました。すなわち、山伸は、過去に対象者株式の取得資金として外部借入金を調達し、現在、山伸が所有する対象者株式（10,000 株）は、当該外部借入金の担保に供されているため、山伸が対象者株式を本公開買付けに応募するにあたっては、貸付人の事前の了承を得た上で当該担保を解除する手続が必要となりますが、第三者である貸付人から事前の了承を取得するという不確実性を排除し、本公開買付けの円滑な実現を図ることを目的として、山伸の発行済株式の全部の譲渡を希望されたものです。当社としては、山伸株式の譲渡代金が、山伸継続保有株式数（10,000 株）に本公開買付け価格を乗じて得た額（600 百万円）に、対象者株式を除く山伸の資産の額（平成 22 年 2 月末日現在 9 百万

円)を加え、山伸の有利子負債(平成22年2月末日現在230百万円)をはじめとする負債の額を控除した額(379百万円)とされており、山伸がその所有する対象者株式を本公開買付けに応募した場合の対価と実質的に異ならず、法第27条の2第3項及び令第8条第3項に基づく公開買付け価格の均一性の要請に反するものではなかったため、経済的な合理性が認められるだけでなく、法律上も許容されると判断できたことから、これを受け入れることとし、小林氏及び小林眞理子氏との間で、平成22年12月17日付けで、本公開買付けに係る決済日の7営業日後又は本公開買付けに係る決済日後の日で当社並びに小林氏及び小林眞理子氏が別途合意する日に、小林氏及び小林眞理子氏が所有する山伸株式の全てを当社が譲り受ける旨の株式譲渡契約を締結しております。

なお、本取引後の山伸の取り扱いについては、今後当社グループ内における組織再編等の可能性も含めて、慎重に協議・検討を行った上で、決定する予定です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	日本パーキング株式会社
② 所 在 地	東京都千代田区二番町10番地5
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小林 伸司
④ 事 業 内 容	時間貸し駐車場の運営
⑤ 資 本 金	827,250千円(平成22年8月31日現在)
⑥ 設 立 年 月 日	1998年(平成10年)3月4日
⑦ 大株主及び持株比率	(平成22年8月31日現在) 小林 伸司 35.53% 山伸有限会社 18.04% 株式会社三菱東京UFJ銀行 3.75% 株式会社みずほコーポレート銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社) 3.21% 富国生命保険相互会社(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社) 1.93% 株式会社伊伝 1.93% 伊藤忠商事株式会社 1.80% 株式会社エス・サイエンス 1.62% 明治安田生命保険相互会社(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社) 1.42% 株式会社八光社 1.24%
⑧ 当社と対象者の関係	
資 本 関 係	平成22年12月17日現在、当社は対象者株式を1株所有しております。
人 的 関 係	当社と対象者の間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と対象者の間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	平成22年12月17日(金曜日)
公開買付開始公告日	平成22年12月20日(月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に記載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成22年12月20日(月曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成22年12月20日(月曜日)から平成23年2月7日(月曜日)まで(30営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金60,000円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の妥当性を判断するため、当社及び対象者の関連当事者には該当しない、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケットツに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年12月16日付で大和証券キャピタル・マーケットツから株式価値算定書を取得しました(なお、当社は大和証券キャピタル・マーケットツから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。)。大和証券キャピタル・マーケットツによる対象者の株式価値の算定結果は、以下の通りです。

大和証券キャピタル・マーケットツは、公開買付者からの依頼に基づき、(i)対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法及び(ii)対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定するDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行っており、当社は平成22年12月16日に大和証券キャピタル・マーケットツより株式価値の算定結果の報告を受けております。大和証券キャピタル・マーケットツが採用した手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では平成22年12月15日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の過去1ヶ月間の終値平均株価44,319円(小数点以下四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。)、過去3ヶ月間の終値平均株価44,252円及び過去6ヶ月間の終値平均株価43,400円を基に43,400円~44,319円、DCF法では56,778円~95,261円と算定されております。

当社は、大和証券キャピタル・マーケットツから取得した株式価値算定書の株式価値算定結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の株式の概ね過去1年間及び直近の市場価格の推移(株式会社大阪証券取引所は平成22年4月1日に株式会社ジャスダック証券取引所を吸収合併したため、平成22年3月まではJASDAQにおける対象者の普通株式の市場推移として株式会社ジャスダック証券取引所における市場株価の推移を参照しております。)、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例並びに本公開買付けの見通し等を勘案し、さらに、平成22年9月頃に当社の収益力を強化し、対象者の潜在的な収益力を顕在化させるための方策について対象者と議論を開始して以降、小林氏との間で継続して行ってきた本公開買付価格に関する協議・交渉の結果をも踏まえ、最終的に本公開買付価格を60,000円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付価格 60,000 円は、平成 22 年 12 月 16 日の対象者普通株式の JASDAQ における終値 (46,500 円) に約 29.03% のプレミアムを、過去 1 ヶ月間 (平成 22 年 11 月 17 日から平成 22 年 12 月 16 日まで) の終値単純平均 (44,505 円) に約 34.82% のプレミアムを、過去 3 ヶ月間 (平成 22 年 9 月 17 日から平成 22 年 12 月 16 日まで) の終値単純平均 (44,244 円) に約 35.61% のプレミアムを、過去 6 ヶ月間 (平成 22 年 6 月 17 日から平成 22 年 12 月 16 日まで) の終値単純平均 (43,449 円) に約 38.09% のプレミアムを加えた額に相当します。

② 算定の経緯

(本公開買付価格決定に至る経緯)

当社と対象者は、互いの事業内容の性質上、相互補完的なメリットが認められる可能性があったことから、平成 22 年 9 月頃より、当社においてその収益力を強化し、対象者において潜在的な収益力を顕在化させるための方策について、議論を継続してまいりました。

その結果、当社及び対象者は、当社が所有、管理する不動産及び顧客ネットワークと対象者が有する駐車場運営ノウハウ及び顧客ネットワークを融合させることにより、両社の収益成長力を最大限に実現でき、当社においてその収益力を強化し、対象者において潜在的な収益力を顕在化させることにつながると判断するとともに、その効果は、当社及び対象者が一つのグループとして一体となって事業展開を図っていくことでより一層高められ、双方の企業価値の向上により一層資することになるとの結論に至りました。

具体的には、当社が対象者を実質的に完全子会社化し、双方の有形無形の資産及び顧客ネットワークを融合させ、緊密かつ強固な協力体制を構築することで、各々の経営ノウハウ及び経営資源を相互に補完・有効活用し、早期に相乗効果を生み出していく予定であり、例えば、①当社グループが所有・管理するオフィスビル・商業施設等の不動産に付設されている駐車場の管理に対象者の駐車場運営ノウハウを活用することにより、施設の利便性及び収益性を高めるとともに、当社グループの総合的な施設管理能力を向上させること、②当社グループが行う都市開発事業、住宅開発事業等において、対象者の駐車場運営管理ノウハウを活用し、グループ全体での顧客ニーズに沿った商品開発能力の向上に努めること、③当社及び対象者が有する顧客ネットワークを総合的に活用することによって、駐車場事業を含む土地保有者に対する土地活用コンサルティング事業の発展を目指すことといった各種の施策を行うことで、当社及び対象者双方の課題に応え、双方の企業価値のより一層の向上に努めていく所存です。

以上の諸点を総合的に判断し、当社は、対象者を当社の実質的な完全子会社とし、一つのグループとして一体となって事業展開を行っていくことが、当社及び対象者の企業価値の最大化につながるものと考えたことから、対象者を当社の実質的な完全子会社とすることを目的として、本日開催された取締役会にて、本公開買付けを実施することを決議し、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の妥当性を判断するため、当社及び対象者の関連当事者には該当しない、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケットツに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 22 年 12 月 16 日付で大和証券キャピタル・マーケットツから株式価値算定書を取得しました。なお、当社は大和証券キャピタル・マーケットツから本公開買付価格の公正性に関する意見 (フェアネス・オピニオン) は取得していません。

(ii) 当該意見の概要

大和証券キャピタル・マーケットツは、公開買付者からの依頼に基づき、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行っております。上記各手法において算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価法	43,400 円～44,319 円
-------	-------------------

DCF法	56,778 円～95,261 円
------	-------------------

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、大和証券キャピタル・マーケットから取得した株式価値算定書の株式価値算定結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の株式の概ね過去1年間及び直近の市場価格の推移（株式会社大阪証券取引所は平成22年4月1日に株式会社ジャスダック証券取引所を吸収合併したため、平成22年3月まではJASDAQにおける対象者の普通株式の市場推移として株式会社ジャスダック証券取引所における市場株価の推移を参照しております。）、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例並びに本公開買付けの見通し等を勘案し、さらに、平成22年9月頃に当社の収益力を強化し、対象者の潜在的な収益力を顕在化させるための方策について対象者と議論を開始して以降、小林氏との間で継続して行ってきた本公開買付価格に関する協議・交渉の結果をも踏まえ、最終的に本公開買付価格を60,000円とすることに決定いたしました。

（買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）

前記「1. 買付け等の目的」の「(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照下さい。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャルアドバイザー（算定機関）である大和証券キャピタル・マーケットは、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
44,109 (株)	26,073 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（26,073株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数の下限は、対象者の平成22年10月14日提出の第14期第2四半期報告書に記載された同日現在の発行済株式総数（55,440株）から本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が所有する同四半期報告書に記載された自己株式数（平成22年8月31日現在1,330株）を控除した数（54,110株）に3分の2を乗じて得た数（小数点以下切り上げ。36,074株。所有割合66.67%）から、本公開買付けを通じて取得する予定のない山伸継続所有株式数（10,000株）及び本日現在当社が所有する対象者株式数（1株）を控除した数（26,073株。所有割合48.19%）に相当する株式数です。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、上記「買付予定数」は本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。買付予定数は、対象者の平成22年10月14日提出の第14期第2四半期報告書に記載された同日現在の発行済株式総数（55,440株）から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が所有する自己株式数（平成22年8月31日現在1,330株）、山伸継続所有株式数（10,000株）及び本日現在公開買付者が所有する対象者株式数（1株）を控除した数（44,109株）となります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1個	（買付け等前における株券等所有割合0.00%）
------------------------------	----	-------------------------

買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	29,799 個	(買付け等前における株券等所有割合 55.07%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	44,109 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	54,110 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けの買付予定数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、「買付予定の株券等に係る議決権の数」には、山伸を除く各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数が含まれているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、山伸継続所有株式数(10,000株)に係る議決権数(10,000個)のみ、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」として分子に加算しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成22年10月14日提出の第14期第2四半期報告書に記載された平成22年8月31日現在の議決権の数です。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 3,247 百万円

(注) 買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数(44,109株)と山伸継続保有株式数(10,000株)の合計数に本公開買付価格(60,000円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券キャピタル・マーケット株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成23年2月15日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります)、公開買付代理人又は復代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（26,073 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、後記「4. その他」 「(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報」の「①株券等の取得に関する許可等」に記載した公正取引委員会に対する事前届出に関し、公正取引委員会から対象者の株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正法を含み、以下、「独占禁止法」といいます。）に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間（以下、「措置期間」といいます。）が終了しない場合、及び独占禁止法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時までに応募受付けをした公開買付代理人（復代理人にて応募受付けをした場合には復代理人）の各本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までには到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接又は間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しも含みます。）も、直接又は間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名又は交付に関して、直接又は間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 22 年 12 月 20 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の見通し

本公開買付けが今後の当社の連結業績に対する影響につきましては、現在精査中です。今後公表すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

なお、当社の平成22年11月9日提出の平成22年12月期第3四半期短信に記載された平成22年12月期の連結業績予想は以下の通りです。

平成22年12月期の連結業績予想（平成22年1月1日～平成22年12月31日）

(%表示は、対前期増減率)

通期	営業収益		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益 円 銭 13.93
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	
	200,000	△23.8	26,000	△10.8	15,000	△22.4	6,000	△5.4	

(ご参考)平成21年12月期の連結業績実績（平成21年1月1日～平成21年12月31日）(%表示は、対前期増減率)

通期	営業収益		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益 円 銭 19.51
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	
	262,609	31.4	29,162	5.2	19,331	△5.7	6,345	△37.2	

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 小林氏との間の公開買付応募契約

当社は、対象者代表取締役社長であり、対象者筆頭株主でもある小林氏（所有株式数 19,699 株、所有割合 36.41%）との間で平成22年12月17日付で公開買付応募契約を締結し、所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。なお、当該応募契約においては、小林氏が、当該応募契約上で小林氏に課されている、本公開買付けの遂行に協力する義務や対象者の代表取締役として善良なる管理者の注意をもって対象者の経営、管理を行う義務、又は対象者をして、新株の発行、重要な財産の購入若しくは処分、借入若しくは保証（金額を問わない）、重要な契約の締結若しくは解消その他通常の業務の範囲を超える行為を行わせない義務の全部又は一部に違反した場合において、当社が小林氏に対し本公開買付けへの応募を行わないこと又は本公開買付けに係る契約を解除することを請求したときであっても、小林氏が本公開買付けへの応募を行わないこと又は本公開買付けに係る契約を解除することを義務付けられる旨の規定は存在しておらず、小林氏は、その裁量により、本公開買付けへ応募し又は本公開買付けに係る契約を解除しないことも可能とされています。

② 小林氏及び小林眞理子氏との間の山伸株式に係る株式譲渡契約

当社は、本取引の実施を検討するにあたって、小林氏より、保有資産が実質的に対象者株式のみとなっている小林氏の資産管理会社であり、小林氏及び小林眞理子氏はその発行済株式の全てを所有する山伸が所有する対象者株式（10,000 株）を本公開買付けに応募するよりも、当社が山伸の発行済株式の全部を取得することで、山伸がその所有する対象者株式を本公開買付けに応募することに代えたいとの申出を受けました。すなわち、山伸は、過去に対象者株式の取得資金として外部借入金を調達し、現在、山伸が所有する対象者株式（10,000 株）は、当該外部借入金の担保に供されているため、山伸が対象者株式を本公開買付けに応募するにあたっては、貸付人の事前の了承を得た

上で当該担保を解除する手続が必要となりますが、第三者である貸付人から事前の了承を取得するという不確実性を排除し、本公開買付けの円滑な実現を図ることを目的として、山伸の発行済株式の全部の譲渡を希望されたものです。当社としては、山伸株式の譲渡代金が、山伸継続保有株式数（10,000株）に本公開買付け価格を乗じて得た額（600百万円）に、対象者株式を除く山伸の資産の額（平成22年2月末日現在9百万円）を加え、山伸の有利子負債（平成22年2月末日現在230百万円）をはじめとする負債の額を控除した額（379百万円）とされており、山伸がその所有する対象者株式を本公開買付けに応募した場合の対価と実質的に異ならず、法第27条の2第3項及び令第8条第3項に基づく公開買付け価格の均一性の要請に反するものではなかったため、経済的な合理性が認められるだけでなく、法律上も許容されると判断できたことから、これを受け入れることとし、小林氏及び小林眞理子氏との間で、平成22年12月17日付けで、本公開買付けに係る決済日の7営業日後又は本公開買付けに係る決済日後の日で当社並びに小林氏及び小林眞理子氏が別途合意する日に、小林氏及び小林眞理子氏が所有する山伸株式の全てを当社が譲り受ける旨の株式譲渡契約を締結しております。

なお、本取引後の山伸の取り扱いについては、今後当社グループ内における組織再編等の可能性も含めて、慎重に協議・検討を行った上で、決定する予定です。

（2）投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 株券等の取得に関する許可等

当社は、独占禁止法第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し本公開買付けによる対象者株券等の取得の前に、株式取得に関する事前届出をする必要があります。当該届出が受理された日から30日を経過する日まで（以下、「待機期間」といいます。）は本公開買付けによって対象者株券等を取付することはできません。

なお、当社は、本公開買付けによる対象者普通株式の取得について公正取引委員会の事前相談制度を利用しておりませんが、平成22年12月17日付でかかる事前届出を公正取引委員会に提出し、同日付で受理されており、待機期間は公開買付け期間内の平成23年1月16日に終了する予定です。公開買付け期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、及び同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、前記「2. 買付け等の概要」「（9）その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間が終了した場合には、訂正届出書を提出いたします。

② 対象者による配当予想の修正

対象者は、平成22年12月17日に「配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、本公開買付けの決済日後である平成23年2月28日を基準日とする期末配当を行った場合、本公開買付けに応募する株主の皆様と応募しない株主の皆様との間に経済的効果の差異を生じる可能性があることから、平成22年12月17日開催の対象者取締役会において、平成23年2月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成23年2月期の剰余金の配当（期末配当）を行わないことを決議しているとのことです。

以 上